

**橋本市民の方が定期予防接種(インフルエンザ(10/1~1/31)・
新型コロナウイルス感染症(10/1~3/31)・高齢者用肺炎球菌
・带状疱疹)を県外で接種する場合の流れ**

1. まず、接種の前にご本人(又はご家族・施設職員様)から「予防接種依頼申請書」を橋本市いきいき健康課へ提出してください。(電子申請も可能です)
※申請者の連絡先(ご家族様携帯・施設等)の記入をお願いします。
2. 「予防接種依頼書」を申請者様に送付しますので、接種する医療機関などへお渡しください。
※橋本市の予診票も同封しますので、そちらをお使いください。
※医療機関への予約はご自身でお願いします。
※事務手続きの都合上、2週間ほどかかりますので余裕を持ってご申請ください。
3. 接種費用は一旦、全額自己負担でお支払いください。
4. 接種後は、下記を揃えて橋本市いきいき健康課へ提出してください。
 - 領収書(どの注射を受けたか分かるもの)
 - 予診票写し(本人控の写し)
 - 「予防接種費助成金交付申請書兼還付請求書」
 - 還付金を振り込む口座情報の写し(ご本人様名義のもの)※提出期限は接種された年度の3月31日です。
5. 約1か月後、自己負担金を除いた金額分(還付金額)をご本人様名義の口座へ振り込みます。

		自己負担金額	還付金額上限
インフルエンザ		1,500 円	3,989 円
新型コロナウイルス感染症		5,000 円	10,829 円
高齢者肺炎球菌		3,500 円	8,259 円
带状疱疹	生ワクチン	3,000 円	5,789 円
	組み換えワクチン(一回につき)	7,000 円	14,989 円

〒648-8585 橋本市東家 1-1-1

橋本市健康福祉部いきいき健康課

保健予防係 0736-33-6111(直通)